



「ベビースマイルプロジェクト」
ハンドメイドマルシェ出店者募集

◎子育てイベントを一緒に盛り上げませんか？

子育て世代がいきいきと笑顔になれるまちを目指して、親子で一緒に楽しめるイベントを開催します。このイベントで、ハンドメイドマルシェ（作品の展示・販売・制作体験教室など）を行い、一緒にイベントを盛り上げてくれる出店者を募集します。

イベントの内容について詳しくは、広報「さんようおのだ」12月1日号でお知らせします。

◎応募資格

市内在住の人または市内の団体

◎とき 1月12日(土) 10:00～15:00

◎ところ スマイルキッズ

◎出店品目 ハンドメイド作品

※作品の種類は問いませんが、飲食物や参加者に危険が及ぶものは控えてください。

◎出店料 無料

◎区画数

6区画程度（応募多数の場合は抽選）

※1区画 180cm×120cm程度です。

◎申込期限 11月20日(火) (必着)

◎申込方法

子育て支援課に備え付けの申込書に記入し提出（郵送、FAX、E-mailでも可）

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

〈問い合わせ・申込先〉〒756-8601 山陽小野田市役所
ベビースマイルプロジェクト事務局（子育て支援課内 ☎82-1175 FAX 82-1240）



野焼きは法律で禁止されています

■野焼きとは

野焼きとは、家庭ごみや剪定した枝などを屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やしたり、ドラム缶などを使用して燃やすことも野焼きに該当します。

■「一部の例外」を除き禁止されています

野焼きは、ダイオキシンなどの有害物質が発生し、環境汚染や近隣の人への健康被害の恐れがあるため、「一部の例外」を除き法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。

◎一部の例外

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要な廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（例：どんど焼きの門松、しめ縄 など）

- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例：あぜ草、稲わら、つる、枝 など）

- たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

（例：落ち葉たき、暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー など）

※一部の例外にあたる焼却であっても、生活環境に悪影響を与えたり、近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。焼却の際は、ビニール・プラスチック類が混ざらないように注意してください。

〈問い合わせ先〉環境課（☎82-1144）